

中村学園女子中学校・高等学校「いじめ防止基本方針」

中村学園女子中学校・高等学校

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童などと一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【いじめ防止対策推進法第2条】

本校では、校訓である「清節・感恩・労作」を基盤とし、「知」「徳」に優れ、グローバルな時代に生きる女性を育成することを目標としている。

全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に有意義で充実した取り組みができるよう、日常の指導体制を整備し、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

いじめは決して許されないことであり、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要である。しかしながら、いじめは現実的には、どの学校でもどの生徒にも、起こり得るものである。未然防止の基本は全生徒が安心・安全に学校生活を送ることができることを前提とする。いじめを未然に防止するため本校では以下の取組を行う。

① 安心・安全な学校生活のために

- ・ 家庭・地域と連携し、生徒の豊かな人間性を育む。
- ・ 道徳教育をはじめとする教育活動を推進する。
- ・ 生徒会活動における主体的な取組を推進する。
- ・ 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを推進する。
- ・ 教室や校舎内の環境整備にも目を配る。
- ・ 「いじめ」は犯罪行為にあたる可能性があるとの認識のもと、必要な場合は警察と連携する。
- ・ 教職員の言動が生徒を傷つけることや、いじめの助長につながらないように日頃から指導の在り方に注意を払う。
- ・ 上記の取組は、部活動(部室内も含む)も同様である。

② 定期的な取組

- ・ 教職員は定期的な個別面談や日々の関わりを通して生徒の様子や行動を把握する。部活動も同様に日頃の指導や、部室内の確認や管理を通して生徒の様子や行動を把握する。
- ・ スクールカウンセラーや保健室などを活用した、悩みを相談できる体制を充実させる。

- ・ 教職員研修を通じて、学校現場におけるいじめの問題への認識を深める。いじめの問題の解決について、必要な場合は外部専門家を活用する。
- ・ 年度当初にいじめ防止基本方針についての職員研修を行い、教職員の共通認識を深める（非常勤職員も含む）。
- ・ 定期的にアンケート調査を実施する。アンケートについては、部活動に関する内容も含むものとする。

実施月	アンケートの種類	実施月	アンケートの種類
4月	○記名式アンケート	10月	○学校生活アンケート
5月	★無記名式アンケート	11月	★記名式アンケート ★家庭生活アンケート
6月	○学校生活アンケート ○家庭生活アンケート	12月	★無記名式アンケート
7月	★記名式アンケート	1月	○学校生活アンケート
9月	★無記名式アンケート	2月	★記名式アンケート
		3月	★家庭生活アンケート *在校生のみ（高3以外）

○…質問用紙によるアンケート実施 ★Classiによるアンケート実施

※ 当日に担任・副担任で集約⇒学年主任⇒生活指導部⇒教頭へ報告する。

「いじめにあっていない」「学校生活で困っていない」以外の記入があるものは、全てコピーをして、生活指導部に提出（緊急を要するものについては、集約前に即座に提出）し、内容によっては「いじめ対策委員会」で協議する。また、記載内容について教員間で情報共有する際には、生徒のプライバシー保護に十分に配慮する。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（1）基本的考え方

いじめは目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくいことが多い。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早期に対処する。またいじめ加害の背景には、勉強、人間関係、環境などのストレスが関わっていることを踏まえ、日頃から生徒を見守り信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さない。教職員は積極的に生徒の情報交換を行う。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・SNSやインターネット上で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめの早期発見のための措置

いじめの早期発見の取り組みとして、生徒へは定期的なアンケート調査（記名式・無記名式）や教育相談、保護者へは家庭生活アンケートを実施し、生徒や保護者が日頃からいじめを訴えやすい環境を作る。

日頃から生徒との面談や会話を通じて、信頼関係構築に努め、教員同士が積極的に生徒の情報交換を行う。

生徒の気になる変化や行動について、5W1H（いつ、どこで、誰が(と・に)、何を、なぜ、どのように)をメモすることを心がける。ささいな兆候であっても、いじめではないかという疑いをもって対処し、気にかかる言動等については、家庭との連携も積極的に図る。

生徒の中には、心理的または物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じにくい生徒や、心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない生徒もいることを考慮し、個々の生徒理解に努め、変化を捉えて、対応していく。また、いじめ相談ができる体制を定期的に見直す。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

(1) 基本的考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教員で抱え込まず、後述の「いじめ対策委員会」が速やかに対応する。被害生徒を守り通すとともに、加害生徒の成長を促す。

具体的には、被害生徒に対しては状況や心情を把握し、生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。加害生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、生徒の状態に応じた支援を行う。その際、謝罪で終わらせるのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。指導にあたっては、教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力や関係機関・外部専門機関と連携を行う。

なお、いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合は、直ちに警察に通報して、連携して対応する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

教職員はいじめと疑われる行為を発見した場合、またはいじめに関する相談や訴えがあった場合は、「いじめ対策委員会」に直ちに報告し、被害生徒もしくは通報した生徒の安全を迅速に確保する。「いじめ対策委員会」は、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、組織的に対応し、いじめの事実の有無の確認を行う。また、保護者に連絡し、理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して適切な対応を行えるように協力を求める。「いじめ対策委員会」でいじめであると判断された場合には、被害生徒のケア、加害生徒の指導など問題の解消まで、この「いじめ対策委員会」が責任をもって対応する。また、部活動においても同様の対応を行い、このことは部活動指導員等にも周知徹底する。

(3) 被害生徒又はその保護者への支援

学校は被害生徒や保護者を守ることを最優先とする。そのために、プライバシー保護に十分に配慮する。

学校は被害生徒が安心して学習その他の学校生活を送ることができる環境を作り、いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者（スクールサポーター）など外部専門家の協力を得る。

(4) 加害生徒への指導又はその保護者への助言

加害生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。それに当たっては加害生徒の保護者とも連携し、必要に応じて保護者に対しても適切な助言や支援を行う。生徒のプライバシー保護には十分に留意し、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、指導を行う。また、必要な場合は学校教育法第11条の規定に基づき、懲戒を行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒（傍観者）に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級や部活動などいじめが発生した集団全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒の関係を修復し、さらに双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい状態を取り戻すことをもって判断されるべきである。さらには、全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(6) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。同時に被害生徒やその保護者に対して、証拠保全のための協力を求める。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、「プロバイダ責任制限法」に基づき、違法な情報発信停止や、情報の削除を求めることができる場合もあるので、プロバイダに対して速やかに必要な措置を講じるよう努める。必要に応じて法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

ネット上のいじめは大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者の協力を得る。また、法務局におけるネット上の人権侵害に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても生徒に周知させる。

(7) いじめの解消

いじめについては、単なる謝罪をもって、解消したとみなすことはできない。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。「①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする）」「②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

いじめが「解消している」状態の後も、いじめが再発する可能性が十分にあり得るため、学校の教職員は当該いじめの被害生徒、加害生徒については日常的に注意深く観察する。また仲直りしたり、謝罪が済んだりしたことで、いじめが解消したとして被害生徒への対応を終えてしまうことがないようにする。

いじめが解消されたかどうかの判断については、教職員が一人で行うのではなく、「いじめ対策委員会」が生徒の状況等を総合的に鑑みた上で、最終的に校長が判断する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
 - 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。
 - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。
ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要である。
- ※「いじめ防止対策推進法第28条」および「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

（1）重大事態の発生と調査

① 重大事態の報告

- ・ 校長が重大事態と判断した場合、直ちに県知事に報告する。

② 調査の趣旨および調査主体について

- ・ 調査は、重大事態に対処するとともに、同様の事態発生の防止のために行うものである。
- ・ 学校が調査主体となる場合は「いじめ対策委員会」に適切な専門家を加えて実施する場合がある。
- ・ 学校設置者（法人）が調査主体となる場合、専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や、利害関係を有しない（第三者の）外部の専門家を加える。
- ・ 外部の専門家選定にあたっては、職能団体などからの推薦を依頼し、調査の公平性・中立性を確保するように努める。

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

- ・ 重大事態に至る要因となったいじめ行為の事実関係をできる限り明確にする。
- ・ この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訴等への対応を直接的に目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態発生防止のためであり、たとえ不都合なことがあっても事実をしっかり向き合う姿勢が重要である。

(2) 調査結果の提供及び報告

① 被害生徒及びその保護者への情報提供

- ・学校は被害生徒やその保護者に対して必要な情報を提供する責任を有するため、調査によって明らかになった事実関係など、被害生徒やその保護者に調査結果を説明する。
- ・これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に十分配慮する。

② 調査結果の報告

- ・調査結果は速やかに県知事に報告する。
- ・調査結果を踏まえて、被害生徒またはその保護者が希望する場合には、被害生徒またはその保護者の所見をまとめた文書も一緒に提出する。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ対策委員会

校長・教頭・事務長・生活指導部長・生活指導副部長・各部長・各学年主任・養護教諭・
スクールカウンセラー
必要に応じて、担任・部活動顧問・部活動運営委員長・寮舎監・学校後援会会長（評議員）・
校医・関係機関も入る。

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

- ・学校いじめ防止基本方針の見直し、改善
- ・年間指導計画の作成、実施、改善
- ・校内研修会の企画、実施
- ・アンケート結果や報告等情報の整理、分析
- ・いじめが疑われる案件の緊急会議の開催、事実確認、判断
- ・要配慮生徒への支援方針

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

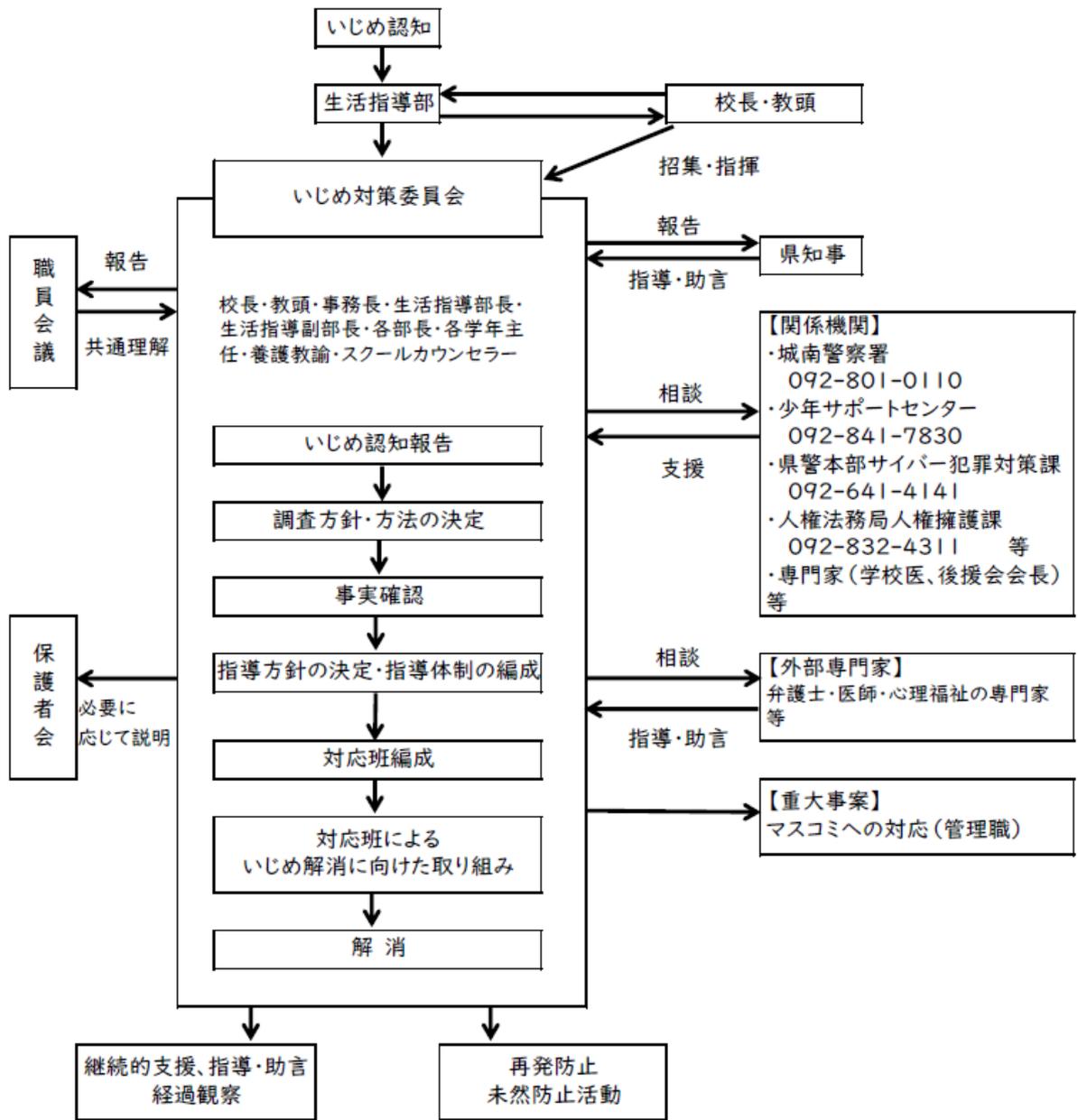
一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

その事案が重大事態であると判断した場合は、当該重大事態に係る調査のため、速やかに、「いじめ対策委員会」を主体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて組織し、事実関係を明確にするための調査を行う。



7 学校評価

学校基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、いじめの防止等のための対策・いじめが起きにくい環境・いじめを許さない環境作りに係る取り組み、早期発見・事案対応のマニュアルの実施、校内研修の実施に係る目標を設定し、学校評価において目標達成状況を評価する。またその評価結果をもとに、学校におけるいじめ防止等のための取り組みの改善を図る。